

保険料の軽減

次の①～③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

①均等割の軽減

世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)
33万円
33万円 + (26万5千円×世帯の被保険者数)
33万円 + (48万円×世帯の被保険者数)

軽減割合	軽減後の年間均等割額
9割軽減	年額 4,980円
8.5割軽減	年額 7,471円
5割軽減	年額 24,904円
2割軽減	年額 29,847円

●軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

●被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

●昭和26年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

②所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかかりず、均等割が9割軽減となります。

被用者保険とは…協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことです。市町村の国民健康保険および国民健康保険組合は含まれません。

知っていますか？
ジェネリック医薬品



医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）と、ジェネリック（後発）医薬品があります。

ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の窓口に「希望カード」を提示することで、お願いすることができます。

−効き目・安全性−

ジェネリック医薬品は、新薬と同じ有効成分を含み、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、必ず主治医や薬剤師に相談しましょう。



−価格−

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合☎ 011-290-5601

[役場] 税務課税務グループ☎ 2513 / 健康福祉課国保・介護グループ☎ 4555